

税務相談室

繰延資産

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 繰延資産とは、どのようなものをいうのですか。
2. 繰延資産の償却は、どのようにするのですか。
3. 私の所属する医師会では、このほど「医師会館」を新築することになり、各会員から寄附（10万円、20以上）を求めています。この寄附を支出した場合どのように取り扱われますか。

回答

1. 繰延資産とは、事業などに関して支出する費用のうち、その支出の効果がその支出の日以降1年以上におよぶものをいう。

繰延資産とされる費用は、その支出の効果がその支出の日以後相当の期間におよぶので、その費用をその支出した年分の経費として一時に必要経費に算入することは適当でないため、その支出の効果のおよぶ期間に割りふって、その期間に対応する分だけを毎年必要経費に算入することになっています。

繰延資産とされる費用は、具体的には次の費用をいいますが、資産の取得費とされるものや前払費用に該当するものは除きます。

- (1) 開業費（事業などを開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいいます）
- (2) 開発費（新技術、新経営組織の採用、資源の開発、市場の開発または新事業の開始のために特別に支出する費用をいいます）
- (3) (1)から(2)までの費用のほか、次の費用
 - イ 自己が便益を受ける公共的施設または共同施設の設定または改良のための費用
 - ロ 資産を賃借または使用するために支出する権利金、立退料その他の費用
 - ハ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
 - ニ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
 - ホ イからニまでの費用のほか、自己が便益を受けるための費用

2. 繰延資産の額をその繰延資産となる費用の支出の効果のおよぶ期間の月数で除し、業務を行っていた期間の月数を乗ずる。

繰延資産の額は、その支出の効果のおよぶ期間に割りふって、その期間に対応する分（償却費といいます）だけが毎年必要経費に算入されますが、この必要経費に算入される償却費は、次の算式で計算した金額です。

$$\text{（繰延資産の額）} \times \frac{\text{その年において業務を行っていた期間の月数}}{\text{支出の効果のおよぶ期間の月数}}$$

＝その年の償却費

なお、開業費、開発費については、上記の算式により計算した金額によらずに、繰延資産の額の範囲内で任意の金額を償却費として必要経費に算入することができます。この場合には、その金額を確定申告書に記載することが必要となります。

3. 共同施設の設定のために支出した費用として繰延資産に該当する。

事業を営んでいる人が、自己が便益を受ける共同施設の設定や改良のために支出する費用で、その支出の効果が支出の日以後1年以上におよぶものは、繰延資産とされます。このような費用に該当するものとしては、負担する人が所属する協会、組合、商店街などの行う会館、アーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯などの共同施設建設や改良に要する費用の負担金などがあります。この場合、その共同施設の相当部分が貸室として利用されるなど協会などの本来の用以外の用に供されているときは、その部分に係る負担金は、繰延資産ではなく、協会などに対する寄附金となります。

したがって、医師会館は、会員の共同施設として1年以上の期間にわたって各会員に利用されると認められますから、会館の相当部分が貸室などとして利用されていない限り、その建設負担金は繰延資産に該当することになります。

ところで、繰延資産の償却費は支出の効果がおよぶ期間を基として計算しますが、この期間は、共同施設の設定または改良のために支出する費用で、その施設が負担者や構成員の共同の用に供されるものである場合、または協会などの本来の用に供されるものである場合は、①土地の取得に充てられる部分は45年、②施設の建設、改良に充てられる部分は、その施設の耐用年数の70%に相当する年数とされます。

ただし、協会等の本来の用に供されるもので、この年数が10年を超えるときには、当分の間、10年とされます。